



～令和7年度から妊婦健診でも使えます！～

妊産婦タクシー利用料金助成事業

対象

利用日に河内長野市に住民登録があり、
分娩のための入退院時、妊婦健診、産婦健診、乳児健診の通
院、産後ケアの利用にタクシーを利用する妊産婦

内容

- ① 分娩のために医療機関等に入院、または医療機関等から退院するために利用したタクシー料金
 - ② 妊婦健康診査を受診するために利用したタクシー料金
 - ③ 産婦健康診査を受診するために利用したタクシー料金(産後8週未満)
 - ④ 乳児一般健康診査(赤ちゃんの1か月児健診)を受診するために利用したタクシー料金(産後2か月未満)
 - ⑤ 産後ケア事業(宿泊型・日帰り型)利用時のタクシー料金
- ※ 1乗車上限3000円まで ①～⑤あわせて8乗車まで利用可

方法

タクシーの利用後、利用日の属する年度の末日または、利用日から3か月以内に、下記の書類を揃え、こどもファミリーセンター☆ゆめつく☆に申請してください



- ① 河内長野市妊産婦タクシー利用料金助成申請書兼請求書
- ② タクシー利用料金の領収書
- ③ 入退院日や受診日を確認できる医療機関の領収書
- ④ 母子手帳
- ⑤ 振込先金融機関の口座名義・口座番号を確認できるもの

☆お願い☆

- 病院(または助産所)と自宅(または里帰り滞在場所)の移動に限ります。
- 妊産婦さんが乗車していない場合は、助成の対象外となります。
- 「タクシー」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を同法第4条の規定による許可を受けて実施している事業者が運行するもの(大型車以上のものを除く)をいいます。

申請先
問合せ

こどもファミリーセンター☆ゆめつく☆

木戸東町2-1(保健センター内)

☎ 0721-55-4141 (平日:9:00~17:30)

FAX 0721-55-0394

妊産婦タクシー 河内長野

